

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊国薬第429号

令和7年4月7日

「警察庁と厚生労働省との麻薬・覚醒剤等に関する犯罪の捜査に関する協定」に
係る留意事項について（通達）

警察庁と厚生労働省との間に締結された「警察庁と厚生労働省との麻薬・覚醒剤等に
関する犯罪の捜査に関する協定」（以下「協定」という。）については、「警察庁と厚生
労働省との麻薬・覚醒剤等に関する犯罪の捜査に関する協定について（通達）」（令和7
年3月1日付け警察庁丙組二発第1号ほか）によって現行の協定が示されたところであ
るが、この協定の解釈及び運用に当たっては、別添「「警察庁と厚生労働省との麻薬・
覚醒剤等に関する犯罪の捜査に関する協定」に係る留意事項について（通達）」（令和7
年3月1日付け警察庁丁組二発第50号ほか）で示されているため、事務処理上遺漏の
ないようにされたい。

※ 警察庁通達「「警察庁と厚生労働省との麻薬・覚醒剤等に関する犯罪の捜査に
関する協定」に係る留意事項について（通達）」については警察庁ホームページ
をご覧ください。